

高浜3号機原子炉停止

関電 仮処分決定受け

関西電力高浜原発3、4号機（高浜町、出力各八十七万キロワット）の運転差し止めを命じる大津地裁の仮処分決定

定を受け、関電は十日、3号機の原子炉を停止させた。稼働中の原子炉を司法判断で止めるのは初めて。

異議や執行停止の申し立てが認められない限り、関電は二基を再稼働できない。十日午前十時、3号機の

中央制御室で、運転員がレバーを動かし、核分裂反応を抑える制御棒を原子炉に挿入する作業を始めた。徐々に出力を下げ、発電機と送電線を切り離す「解列」の作業をし、発電電を停止。午後七時五十九分、核分裂反応がなくなり、原子炉が停止した。

停止状態になっている。3、4号機の原子炉には、プルトニウム・ウラン混合酸化物（MOX）燃料も装填されたままで、関電は今後、原子炉内の核燃料棒を取り出すか検討している。安倍晋三首相は十日の記者会見で「原子力規制委員会が見た世界最高レベルの新たな規制基準に適合した原発だけ再稼働を進めるとの一貫した方針に変わ

りない」との認識を示した。大津地裁は九日、東京電力福島第一原発事故の原因究明が「今なお道半ば」と指摘。事故を踏まえたことされる原発の新規制基準にも疑問が残るとして、滋賀県の住民二十九人の訴えを認め、3、4号機の運転を差し止めた。

規制委のすべての検査を終え、営業運転に移行したばかりだった。関電は3、4号機の再稼働を前提に五月からの電気料金引き下げを表明していたが、二基の停止を受けて「極めて厳しくなった」と見直しを示唆している。

全国で運転する原発は、九州電力川内原発1、2号機（鹿児島県薩摩川内市）だけとなった。（平井孝明）